

魚沼市災害見舞金のご案内

魚沼市では、自然災害や火災により住宅建物に被害を受けた世帯へ災害見舞金を支給します。

対象世帯	<p>対象は、(1)、(2)のすべてに当てはまる世帯となります。</p> <p>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、地すべり等の自然災害及び火災により、居住用の建物及び住家（併用住宅を含むものとし、共同住宅にあっては建物の構造上それぞれが独立した居住単位として区画された部分）に被害を受けた場合。 ただし、物置、作業所、畜舎等への被害は対象外</p> <p>(2) 災害や火災が発生した当時、市内に住所がある。</p>
見舞金額	<p>住宅の全壊又は全焼 10万円 住宅の半壊又は半焼 5万円</p> <p>※申請書に添付するり災証明書にて、被害の程度を判断します。</p>
申請期限	被害を受けた日から起算して1年以内
申請書類	魚沼市のホームページからダウンロード または 魚沼市役所福祉支援課にてお渡しします。
必要書類	<p>① 災害見舞金申請書(様式第1号) 災害見舞金申請書に必要事項記載し、押印してください。原則として対象となる世帯の世帯主が申請します。</p> <p>② 被害の程度が記載された り災証明書(写し)</p> <p>③ 災害見舞金の振込先通帳(写し)</p>
提出先	魚沼市役所 市民福祉部 福祉支援課(本庁舎1階) 電話: 025-792-9767